



各 位

平成 26 年 5 月 26 日

上場会社名 株式会社 リソー教育
代 表 者 代表取締役会長兼社長 岩 佐 実 次
(コード番号：4714 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役管理企画局局长 天 坊 真 彦
(TEL 03-5996-3701)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成26年2月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成25年11月下旬、証券取引等監視委員会の任意調査を受けたことから、当社及び当社の連結子会社である株式会社名門会において不適切な会計処理が行われた疑いが明らかとなりました。

そのため、過去の会計処理について徹底した調査を行い、不適切な会計処理の有無を明らかにし、会計処理の客観性及び信頼性を確保することなどを目的として、平成25年12月16日、利害関係のない弁護士及び公認会計士による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

平成26年2月10日付で同調査委員会より調査報告書の提出を受け、当社及び当社の連結子会社である株式会社名門会、株式会社伸芽会において、取締役の指示又は黙認の下で、未実施の授業の実施が仮装されるなど様々な手口で、売上の不適正計上が行われていた事実が判明いたしました。

本件に関する当社の対応として、平成20年2月期（第23期）以降の決算を訂正し、平成20年2月期（第23期）から平成26年2月期（第29期）第2四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、上記の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

本件発覚以降、当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保できず、当該開示すべき重要な不備を是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、コンプライアンスを強化することが重要であると認識しております。また、決算・財務報告プロセスにおける不備については、体制の整備や決算手続きを確実に実施することで是正を図ってまいります。そのため、当社グループにおけるコンプライアンスの強化を行うとともに、内部統制面での様々なリスクの可能性を想定したうえで慎重に子会社管理も含めた是正に取り組んでいく所存です。

<是正の方針及び取り組み状況>

- (1) コンプライアンス重視の経営方針の再確認
- (2) 組織改革によるコンプライアンス遵守体制の整備

①再発防止委員会の新設

再発防止のための諸施策の検討・立案、再発防止活動のモニタリング等を行う再発防止委員会を設置しております（平成26年3月4日付）。

客観的に第三者の視点から再発防止のための諸施策の検討・立案を図るため、委員長を外部委員である入谷淳氏（弁護士／公認会計士）とし、新たに副委員長として政木道夫氏（弁護士）を追加選任しております（平成26年3月31日付）。

再発防止委員会の下に「TOMAS再建委員会」を設置しております。それによって、退会者の皆様に対する返金について公正・公平かつ誠実な対応を進めてまいります（平成26年4月18日付）。

②取締役会・監査役会・内部監査室の機能強化

経営の透明性を高め、公平性を確保し、取締役会による業務執行監督機能を一層強化するため、平成26年5月23日開催の第29回定時株主総会において、社外取締役2名を選定しております。

コンプライアンス重視の経営方針を再確認するとともに、その実効性を確保する体制とするため、同定時株主総会において、弁護士1名を社外監査役に選定しております。

専従する内部監査室長を選任して内部監査室の強化を図り、監査役と連携した内部監査業務を開始しております（平成26年3月～）。

③管理部門の強化

管理部門の強化を図るため、同定時株主総会において、管理部門担当役員を選定しております。

④子会社に対する経営管理機能強化

当社内部監査室が直接子会社の内部監査を実施。まずは業務監査を中心とした子会社チェック機能体制を構築しております（平成26年3月～）。

(3) 社内制度の改革

①人事制度の改革

短期間の営業成績だけに基づく人事評価制度を根本から見直し、各社員の適性や総合的な貢献度等を考慮した新しい人事評価制度を導入しております（平成26年4月～）。

②内部通報制度

内部通報規程を制定し、内部監査室を社内の窓口とする内部通報制度の運用を開始しております。（平成26年4月～）

継続して、外部の通報窓口についても設置いたしました（平成26年5月～）。

③全役員・全社員に対する不正防止のための継続的な研修の実施

外部講師を招いて、コンプライアンス等に関する研修を実施しております（平成26年3月4日）。

今後も定期的な研修を実施するとともに、e-Learningによる全社向けの研修体制も準備しております。

(4) 業務についての改革

①授業・講座に関する内容・手続の改革

②退会時の手続の明確化

未消化授業が存在する状態で退会する場合の返金手続を明確化いたしました（平成26年3月～）。

平成25年11月時点（第三者委員会の調査実施時点）の未消化授業について、対象生への返金に関する手続き、スケジュール等を明確化いたしました。

③株式会社名門会における授業に関する改革

(5) 適切な会計システムの構築

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しており、平成26年2月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上